

Title	「ロッキの社会思想史的一考察」：所有権について
Sub Title	A study of John Locke's place in the history of social thought : of property
Author	植木, 憲二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.7 (1953. 7) ,p.532(40)- 552(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19530701-0040
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530701-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「ロックの社會思想史的一考察」

——所有權について——

植 木 憲 一

序

ロックの社會思想史上占める地位がいかなるものであるかは、今更喋々の要はない。苟も近代社會思想を攻究するものは、如何なる思想もその根源をロックに見出すであろうし、従つて彼の學說に觸れることなくしては、些かも論を展げられぬといつて過言ではなからう。

しかし、一概にロックの思想と言つても、その有つ要素は極めて多岐に互り、及ぶ分野も頗る多面性を示している。しかも、その一つ一つが無視し得ぬ重要な問題を提起している。^(註)

だが、本稿では専ら「所有權」を直接の問題對象に限つて、その勞働論及び社會主義への先覺的意義を解明することに目的を求めたい。

(註) 因に彼の主著である *An Essay concerning Human Understanding*. 1690. 「人間悟性論」は、ルネッサンスの脚光を浴びて出現する大陸の合理主義哲學(デカルト・ライブニッツ・スピノーザ)と並ぶイギリス經驗論が、ミーコンを始祖と仰ぎ、ホッブスに繼承され、ロックスにおいてこゝに見事な開花を見たものである。その哲學的認識論—經驗論的二元論—はそれのみ

で好箇の研究對象にならうし、それがフランス唯物論を直接的に指向していたことはイデオロギー論の興味ある問題となる。

更に啓蒙主義を基調とした教育思想の述べられてゐる *Some Thoughts concerning Education* 1693. 「教育に関する意見」は、廣汎な教育問題を扱つたものではなく、専ら子弟の家庭教育に限られたものであるとは謂え、それとモンテーニュ「隨想錄」ルッソー「エミール」との関係は、教育論史上の一テーマたるに應わしい。

經濟學分野におけるロックの功績も看過することはできない。學者であると共に常に實踐家であつた彼が、當時のイギリス經濟社會のブルジョアの發展を體現して書かれた *Some Considerations of the Consequences of the Lowering the Interest and Raising the Value of Money*. 1692. 「利子引下げ及び貨幣價值引上げの諸結果に関する二三の考察」は、利子論にあつて利子率の自然放任論を説き、貨幣論について金屬説を主張し、貨銀論において生存費說的思想を展開し、地代を租稅政策の中で具體的に分析する。これ等ロックの經濟學上の足跡を辿ることは同じく重要であることは言を俟たない。

ロックの「所有權」に関する論述は、彼の主著の一つである *Two Treatises of Civil Government* 「政治二論」^(註1)の後篇第五章 *Of Property* が纏つたものとしては唯一である。

前篇では、王黨員であつた *Sir Robert Filmer Patriarcha* ^(註2)に盛られている王權神授説と君主權世襲制に對し、激しい表題の下で徹底的なその反駁に終始する。これに反して後篇で、ロックは自己の積極的な政治學的體系の展開を試み、社會政治の起源を分析し、あの政治權力の依つて來るべき根元を抉り出し、それが常に人民のためにのみ存在すると斷じ、人民の政治的服従の義務の根據とその範圍を明らかにし、制限君主制を基礎づけている。彼の政治論の核心が存するのは、實にこの後篇であらう。

扱て、所有権の問題は、この後篇においていかなる意義を有つのか。この設問は、先ず彼の自然法思想を解くことから始めなければならない。

後篇は「自然状態について」(Of the State of Nature)なる章を第二章に設け、ここに自然状態の説明から解き起して自然法の理解に及ぶ。Richard Hooker^(註)を讀んで長い引用を試みた後、改めて自己の主張が續いている。「然し自然状態はフッカーの説く自然状態(筆者註)——自由の状態であつても放逸の状態ではない。つまりその状態の下で、人間は自己の身體、乃至所有物を處置する無制約の自由があるとはいへ、自分自身、乃至自己の所有するいかなる創造物も破壊する自由はない。それをその儘で維持するよりは何らかの立派な用途が、そうすることを要求する場合を除いては。自然状態には、それを支配する自然法がある。それが萬人を拘束する。そして理性——それこそ自然法なのだ——が、それに單に相談するだけである全人類に、次のことを教える。全ては平等であり、獨立しているものであるから、他人の生命、健康、自由、財産を何人も侵害してはならないということ。とは、人間は皆全能にして限りなく賢明な造物主の作品であり、その命により、その使命を帯びて世に送られた、最高の主の召使である。人間は神の所有するところであり、その創造物であれば、神の恣意する限り存續せしめられるのであつて、人間相互の恣意にはよらない。そして人間は同様の能力が與えられ、自然という一つの共有物を分有しているから、丁度下等動物がわれわれのためにあるように、われわれも相互の用途のために創られたかのように、相互破壊を正當化するような從屬關係をわれわれの間に考えることは許されない。また各人は、自己を維持して故意にその地位を棄ててはならないのと同じ理由で、自己保存が競争となつてこない時には、できる丈他人を保持すべきである。犯罪者を裁く場合を除いては、他人の生命や生命の保持に資するもの、即ち自由、健康、手足財産を奪つたり損じたりすることは禁ぜら

^(註)と結んである。以上の長い引照の中から、ロックの幾つかの基本的な主張を汲み取ることが出来る。それは次の如きものであろう。先ず、自然状態にあつて、自然法は豫め貫徹されているものと考えられている。このことはロックの自然法を特徴づける最も根本的なものであり、ストア的自然法の繼承者たるの面目を擔い、ホッブズと著しい對照を示すものである。次に人間は平しく造物主^(註)神によつて造られた創造物であるが故に、全て人間は自由、平等、獨立性を享受することができる。それはまた、人間の生得的善性と理性力を示す中核的基礎原理である。更に、人間は保存の原理を神に對して義務として受け取る。従つて自己に對してばかりではなく、他に對しても、恣意的に保存の原理を更えることは許されない。これが、生命、財産を自己と共に他に對して尊重すべきことを導びくのである。最後に、自然なるものは、等しく人間に共有物として與えられているものである。この前提こそ、彼の私有財産論の前提となり、基礎となるものである。

これをホッブズと對比すれば、一層彼の自然法に關する持説が明瞭となる。が、ここでは、所有権の問題に直接關連するものに限つて概括的な指摘をするに止めなければならない。

ここで注目し、留意しなければならないのは、兩者自然法の根本的な差異は、自然状態に關する概念の絶對的な相違から出發していることにある。少くとも經濟學上、ロックが個人主義的自然法の代表者と見做され、自由主義に多大の影響を與えたことの功績が讃えられているのに反し、ホッブズが自然法に基づく功利主義に立論しながら、同じ榮譽の享けられなかつた因も實はそこにある。さて、「ホッブズの自然状態では、我のものと、汝のものとの區別はなく、財産権はまだ成立していない。ところがロックでは、自然状態においても、正當なる財産をもたない個人を考えない。即ちロックでは我のものと汝のものとの區別は嚴重に守られている。前者は個人をその財産に關しては人

間と人間との関係の中で定めようとするし、後者は個人をもとの関係において定め、その関係を正當なる所有關係として他人にも承認させようとする。^(註6) ホッブスが人間を自己保存という自然的欲求の満足を目的として活動する利己的動物と見る以上、所有權の問題は對人關係の解決を俟つて始めて問題となる。それがまた社會契約説を導くのである。然るに、ロックにあつては、大初に自然法の貫かれた自然状態があり、そこでは正當な生活手段^{ハビタス}財產を有する人間が自己保存の要素を内に含んで現われる。従つて對自然^ノ物關係は、自然が共有財産であるということの上に、所有權が問題として發展し、正當化されるに至る。その意味では、自由、平等、獨立性の基礎原理は、所有權の中に貫かれなければならないであろう。ここに、ホッブスにおいて明白であり、直截である社會契約説が、ロックにあつて、それ程の強い必然性を感じしめない所以となつて^(註7)いる。それはさて、ロックの自己保存の手段である所有權の問題は、自由、平等、獨立性との關連において、近代自然法の自我を主張する根源となつて^(註7)いる。それは、グロチウスにおける人間天賦の「社交性」、ホッブスの「自己保存」、後世ミスに現れた「利己心」と軌を一にする、基礎原理の中核を形成している。

以上述べたところから、所有權の問題が、ロックのこの著作において持つ重要性がいかなるものであるかは、自ら明瞭であろう。

これを第五章 Of Property を見ることによつて、更に理解を深めたい。

(註1) この著作が書かれた時期は明らかでない。ロックの傳記研究者の中でも未だに定説を見ない。然しトリー黨からの危険を逃れてオランダに亡命中(一六八三年—一六八九年)、政治的關心を得て書かれたものであることは確かである。(詳しくは「一橋論叢」第二十三卷、第六號、鈴木秀男氏「ロックの自然法の性格」の力作を参照されたい。)本書は前後篇に分れ、それぞれ

内容と目的が違つて^(註2)いる。前篇は一般に重要とされて^(註2)いないし、ロック自身書き足りぬ頁を書き直すような氣苦勞をしなかつたことを見ても^(註2)さうである。R. I. Aaron: John Locke, Oxford, 1937, p. 276.

(註2) フィルマー卿の「家長論」(Patriarcha, 1680)はトリー黨の君主論を代表するものとして當時よく讀まれたものである。然し、この書はロックが「政治二論」で取上げなかつたならば、歴史の審判を経て、今日までよく残り得たとは思われ^(註2)ない。ロックがこの書の問題としたのは、實はそれを通してホッブスの「リヴァヤザン」を攻撃するにあつたと見られる。著名なホッブスとその著作を直接に掲げぬ理由は、王制復古後、ホッブス名は英國人の間でタブーとされていたためであるという説は恐らく正しいであろう。(ロック「政治論」松浦嘉一氏譯、十三頁)

(註3) リチャード・フッカーは十六世紀後半イギリスの聖職者として著名である。ロックの「政治二論」は、フッカーの社會的並に政治的契約に関する推論を通俗化したものである。尤もそれはより多く合理主義的であり、より少く神學的である方法においてなされた。ロックの契約説に獨創性は殆んどなく、その大部分をこのフッカーに負うている。

(註4) 本稿は譯出するの^(註4) The second Treatise of Civil Government. Edited with an Introduction by J. W. Gough, Oxford, 1948. を用いた。以下は斯書の頁数を以つて示す。

(註5) ロックは deism (理神論)としての神を考へている。つまり、合理主義の光で照らした神である。この神は、ロックの自然法上、最も難解であり、しかも重要な位置を占めて^(註5)いる。(詳しくは前掲鈴木氏、同論文参照。)が、ここではそれに觸れる^(註5)連がない。

(註6) 大田可夫氏「イギリス社會哲學の成立」三二八—九頁
(註7) 註3を参照

W. Roscher は言う。「哲學史上に於るロックの活動と名譽とを基礎付けている同じ諸特色は、彼が經濟學との諸著作に就ても、容易にこれを指摘することができる。」^(註1)又言う。「ロックは、國民經濟學の領域に於ても、一人の著述家から他の著述家へと機械的に傳誦され來つた多數の半ば正しい主張や前提から、これが一知半解の定り文句をむき取り、鋭く觀察され厳密に分析され諸事實に還元したのである。彼は實に、凡ゆる國民經濟學迷信に對する反對者である!……誠にロックは國民經濟學に於る最初の偉大な體系樹立者であり、然る限りに於てアダム・スミスの尊敬すべき先驅者である!」^(註2)この讃辭が過大であるとしても、ロックの經濟學上の功績は充分に認められなければならない。十七世にイギリス國民經濟學が遂げた長足の進歩は、一つにロックの貢獻を擧げることができる。富に關する學說にあつて、ロックは未だマーカンチリズムを脱皮してはいなかつたが、凡百のマーカンチリストが個々の實際問題にのみ没入するのは異り、その中から經濟學の普遍的な一般理論を導く努力がなされた。特に、當時の絶對主義の物質的基礎である封建的土地所有の上に立つトーリ黨に對し、それに傾る鬭争的であつた新興ブルジョアジイの利益を代表するウィッグ黨のイデオログとして、ロックが展開する利子論、貨幣論は、現實を機縁として書かれた丈に、^(註3)それは具體性を持つて讀者に迫る。しかし、それ等は前に見たロックの自然法の基礎原理である所有權の思想と、一見無關係であるかの如くであるが、實はこれこそ經濟思想の基盤なのである。それはあたかもスミスの經濟學が、彼の自然法の基礎の上に建立てられているのと同様である。ロックは所有權を自然状態の中に既に存するものとして置いているが、彼が自然状態を恣意に委せて設け、その假想を當時の社會に投影 project したと見るべきではなく、逆に當時の社會の中に「ブルジョアの悟性を人間の正常な悟性」と考え、そこから彼の自然状態の構成が生れたものと見るべきである。従つて自然状態は、ロックのブルジョアの意識(當時の市民社會の反映)から生れたものであり、その限り、

一見當該社會とは無關係に思われる自然状態は、實は現實性を明らかに有しているのである。それなるが故に私有財産を基礎とする市民社會を正常化すべく、自然状態の條件が豫め具えられているのである。事實「國民經濟學上最も大きな、事實根本的な意義をもつものは、就中私有財産の起源に關するロックの諸見解である」と云われているが、それは私有財産の起源を、豫め自然状態が條件的に備えていることを前提としなければ論理が貫徹しないであろう。以上のことを理解した上で、所有權||私有財産についてロックの述べるところを見たい。「私は神が人類に共有として與えたものを、しかも全共有者の明確な契約もなくて、^(註4)どうしてその幾らかの部分私有するようになることが許されるようになるかという理由を示すのに努めよう」と前置きをして解説に移る。先ず「各人は自己の身體という私有財産を持つている。これには何人も彼以外に權利を持たない。彼の肉體の勞働と彼の手になる製作物は、本來彼のものといつてよいだろう。自然が備えてその儘にいる状態を變えて作るものは何であれ、彼がそれに自己の勞働を混和し、それを自己の持つ何ものかと結合したのであり、そうすることによつてそれを彼自身の私有財産とする。」^(註5)従つて本來共有物である自然は、自己の勞働が加えられることによつて、他との共有權を除去するのである。ここに私有財産權||所有權が発生する。つまり、勞働とはあくまで勞働者の私的所有するところのものである以上、それが共有たる自然に投下されることによつて共有權を排除して專有的な所有權を生ぜしめるのである。但し、その場合、所有は適當な範圍のうちに限られ、他人に充分で、用に供せられる共有自然がなお且つ残つてゐることは、必須の條件として前提となつてゐる。ここでわれわれが注目しなければならぬことは、勞働が—しかもそのみが—價値を創り、私有財産を招くということであるが、これはロックが所有權の問題を分配に求めず、生産の問題として取り上げてゐることからくることである。従つてホッブスにおいては、外側から即ち人間と人間との關係から所有が考えら

れているのに反し、ロックはここに内面より、人間の固有性、労働の固有性を基礎として、對象的に事物が所有化される。つまり事物は人格の客觀化、對象化によつて所有となるのである。換言すれば、自然なる可能的共有は、労働を契機として、現實的所有に轉化するのである。^(註7)かくて己れの労働が自然を共有の状態を脱して私有權を確立することの例證をロックは擧げる。「泉を流れる水は萬人のものであらうとも、瓶の水がそれを汲み出した正にその人のものであることを、誰が疑うことができようか。彼の労働が、自然の手から取り上げたのだ。自然の手の下では、それは共有であり、全ての自然の子達に平等に屬しているのだが。こうすること、それを彼自身の物にするのである。^(註8)」かくてロックは労働の專有權を明々白々のことと見るのである。

然しここに疑問が横わる。それは労働によつて所有が許されるというならば、多くを獨占することになるだらうというのである。ロックはこれに對して周到に解答を用意している。「このようにして、われわれに所有權を與える自然のこの同じ理法が、またその所有權を拘束するのだ。……楽しむことだ。それが無駄になる前に、生活のために利用し得るそれだけを、自己の労働による所有權に限定してよからう。これを超えるものは彼の分前以上であつて、他人に屬するものである。^(註9)」ここに所有權は、自然法的權利—自然權と、自然法的制約—自然規範とを明瞭に打出すのである。

だが、更にわれわれにとつて重要なことは次に述べられてある土地の問題である。「然し所有の主たる客體が、今や土地の果實や、その上に棲息する動物ではなくて、あらゆる他のものを伴う土地自身であるとしても、私はその所有權もまた、前者と同様に獲得されることは明らかだと思ふ。一人の人が耕作し、植付け、改良し、栽培してその作物を利用し得るだけの土地が彼の所有である。彼はその労働によつて、いわば、その土地を共有地から圍い込むので

^(註10)ある。」ここで併せて考えるべきことは、労働による所有權が土地の共有權に優越し得ることである。「萬物の價値の相違を設けるのは實に労働である。タバコや砂糖が植ゑられたり、小麦や大麥が蒔かれて二エーカーの土地と、同じ一エーカーの土地が、何の耕作もされていない共有地として置かれてある場合の相違を考へてみれば、誰でも労働による改良が、その土地の大部分の價値を作り出していることが分るだらう。」^(註11)以上を要約すれば、地上いかなるものも人類のために人類の共有財産として授けられたものであり、労働こそが共有財産から私有財産を確立する。が、人類は本來平等であるから、少くともその社會における他の成員の所有權を妨げてはならない。實際、人類は所有の法則—各人はその利用し得るだけを所有すべきである—を不都合には感じなかつたし、所有の限度は、世界の揺らん期において他人の權利を侵害したり、利益を損うことはなかつたことであらう。

これまで、所有權について述べたところから、次の論點を抽出し、以下それ等について考察を試みたい。(一)所有權の限界、(二)労働の專有權と、その社會主義との關係。

(註1)(註2) ロッシヤ「英國經濟學史論」杉本榮一氏譯、一九五一—六頁

(註3) 序の(註)を参照

(註4) ロッシヤ、前掲書、二〇〇頁

(註5) Civil Government, p. 15.

(註6) *ibid.* p. 15.

(註7) 木田可夫氏、前掲書、三二四—五頁

(註8) *ibid.* p. 16.

(註9)(註10) *ibid.* p. 17.

〔註11〕 Ibid. p. 21.

二

まず、第一の問題である。「所有の一方の限界は、かくて、個人的労働の限界である。他のそれは、一人の人は、彼が利用し得る以上の物を蓄積しないということである。後の限界は、他の交換を顧みないとして、すぐ消耗する生産の（消耗することの少ない生産、例えば金、銀、ダイヤモンド等々）に對する、又貨幣に（對する）交換により擴大される。」^{〔註1〕}とマルクスが指摘するように、ロックの所有権の限度は、あくまで、個人的労働の及ぶ範圍を自然法の上で前提とする。だが、もう一つの原則である利用し得る以上の物を蓄積しないということは、逆に言えば、それ以上の蓄積は神からの恩恵である生活の糧を、腐敗させることであり、それが神意に背くということに關つてゐる。ところが「人間が必要とする以上を持つとする慾望は、人間生活に有益であるということのみ依存すべき物の眞價を變えてしまひ、損耗したり、腐敗することのないままである金色の金屬の小片が、大きな肉塊や、山と積んだ穀物と同じ價値があるということに同意せしめた。」^{〔註2〕}すなわち、ここに貨幣の發生を考え、個人的所有の不平等の因を求め、ロックが貨幣の發生とそれに伴う不平等の惹起を憎んだと見るのは間違ひである。彼の自然法にあつて私有財産は、消費面からも規制され、それが腐敗する以前に消費すべきであり、それ以上は、自己の分前を超えて所有したことを意味したのである。ところで貨幣は、「腐敗することなく保存できる、何らか永持ちする物であり、相互の合意によつて、人々が、實際に有用だが、腐敗し易い生活の糧と交換しようとするものである」^{〔註3〕}から、少くとも自然法に悖ることからは免れる。また平等の原則は、労働の専有^{II}生産又は採取の問題であり、所有量の平等ということに問題點が

存するのではない。しかしこれはあくまで理窟の上であつて、寧ろ注目すべきは腐敗せぬという理由の下で、今や無限に「金色の金屬や、貝殻や、輝く小石やダイヤモンド」を蓄積することができることになつたということである。ではロックが貨幣に對して内在的價値を認めていたかというところではない。「しかし食物や衣服や車と較べて、人間の生活に殆んど役立たない金や銀は、人々の合意によつてのみ價値を持つのであるから……土地の不均衡で不平等な所有も、人々が合意の一致を見たためであることは明らかである。」^{〔註4〕}として、合意^{II}契約の思想を導入させ、これをいわば一つの發明と考へているのである。これは、自然状態から政治社會、即市民社會（Political or Civil Society）を結ぶ紐帯である。従つてそれは市民社會を用意する條件の醸成を必要とした。つまり、人口も増え、家畜も満ち、貨幣の使用が見られるようになる段階で、土地の狹隘が租上へのぼる時である。そうなるまでには「幾つかの共同社會が個別的な土地の限界を設け、彼等自身の中でも、法律によつてその社會に屬する個々人の所有権を規制した。こうして、労働と勤勉が初めに生んだ所有権を契約と同意によつて決定した。」^{〔註5〕}かくてマルクスの指摘する一方の「蓄積の限界」は、自然状態を打破つて無限に擴大されることになる。そうなれば個人的所得の不平等、貧富の懸隔は激くなることは當然である。だがそこにあつても、マルクスが見抜いたように、「個人的な労働の標準は残つてゐる。」^{〔註6〕}それは次の文によつて明らかである。「私的所有の平等の下で、このような物の分割は、社會の限界の外で、契約もなくして、金銀に價値を附與し、暗々裡に貨幣の使用に同意したということによつてのみ可能となる。」^{〔註7〕}

ここでロックの「市民社會」に論及すべきことは當然であるが、他の機會に残さなければならぬ。ただ觸れなければならぬことは、ロックの自然状態の喪失が、非常な無理を含んでゐることである。何故喪失しなければならぬのか。この説明はかなりロックにとつて苦しいものであつた。何故なら自然状態は「權利と生活の便宜とが帶

「ロックの社會思想的「考察」

同して^(註8)「た」のであつてみれば、それは寧ろ望ましい状態と言わなければならないからである。そこで「躊躇を重ねた後、ロックは遂に、自然状態は、内に不便を有つていたということ、特に正義の裁きにおいてそうであり、そのため、自然人は、勿論始めから人々に責任を負うてくれた市民政府を作ること、同意するようになるもの、と認める^(註9)」ことになる。ここに彼の餘り迫力のない契約説が生れる。それが全く合理化されたフッカーでしかないといされる所以でもある。さてそれからロックは、自然状態がいかに不便であつたかを、アメリカの原住民に例を求め、市民社会がこれに較べていかに強大なる発展であるかを、現実のイギリスにモデルを求めた。だが不便から便宜へというのは、契約に基づく強制(正義の裁きと、その法律的表现)の中にその解決の糸をたぐるのではなく、不思議にも貨幣の發生と所有権の強化と擴大、それによる經濟の發展の中にこそ、その鍵を見出している。従つて兩者の比較は、生活資料の豊富度に解消され、その社会を構成する對人關係には少しも觸れるところがない。そこでは人間は自然人であり、社会人一般として扱われる。だから、所有権の無限の擴大が、一方に富者を生み、他方に貧者を齎らすということは、この場合、無視してよいことであつた。しかし、このことは、市民社会の機構に彼が無關心であつたり、階級構成に氣付かなかつたというのではない。それどころか「第三階級の背後に、なお第四階級が潜んでいたという歴史的事情を反映して、ロックがブルジョアジイの立場に立つことによつて、プロレタリアの状態を率直に物語つており、且科學的賃銀理論の萌芽を示している^(註10)」ことによつても、土地及び貨幣の所有の不平等より生ずる「一個人が自らその労働を以て利用することができる以上の生産手段の分量^(註11)」の所有は、まぎれもない剩餘價值を生むことを、利子論で明確に打出している^(註12)ことを見ても、ロックが鋭い觀察を行つていたことがわかる。ただここで問題となるのは、所有権の擴大によつて、生産力の増大と經濟的繁榮が齎されるということであり、それは文句なしに市民社会の正當性を示

すものと考えていることである。又所有権の不平等への疑問は、貨幣を合意の上で認めた以上、所有権の不平等も合意の産物であるという論理で、排除する用意がなされているのである。従つてここでは、個々の成員が問題なのではなく、不平等の事實を犠牲にしても市民社会そのものが問題なのであり、その存在の正當性と合理性を基礎づけることが目的なのである。以上見て來たように、第一の設問であつた所有権の限界は、事實上、大した意味を有さなくなつたのである。この點をベアは指摘して言う。「呪うべき所有慾 *amor sceleratus habendi* が這り込む以前、自然状態にあつては、何人も必要とし、有用たらしめうる以上のものを私有しなかつた。その時にも私有財産権はあつた。この觀點からすれば、自然状態と市民社会との相違は、單に私有の程度にある^(註13)。」と。

(註1) K. Marx: Theorien über den Mehrwert, Hrsq. von Kautsky, S. 16. 邦譯「マル・ヘン」全集三九頁

Cf. R.I. Aaron, John Locke, 1937, p. 280.

(註2) Civil Government, pp. 19~20.

(註3) Ibid, p. 25.

(註4) Ibid, p. 26.

(註5) Ibid, p. 24.

(註6) K. Marx: a. a. O. S. 17. 邦譯「四〇頁

(註7) Civil Government, p. 26.

(註8) Ibid, p. 26.

(註9) M. Beer: A History of British Socialism, 1919, p. 56. 邦譯「世界大思想全集」(一) 六八頁

(註10) 黒川俊雄氏「重商主義解體期における科學的賃銀理論の諸萌芽」三田學會雜誌、第四十三卷、第二號、二八頁

「ロックの社會思想的「考察」

(註11) K. Marx, a. a. O. S. 14. 邦譯、三七頁

(註12) K. Marx, a. a. O. SS. 17~18. 邦譯、四〇—四一頁

(註13) M. Beer, ibid, p. 57. 邦譯、七〇頁

四

次に第二の設問に移りたい。労働の専有権については、既にロックの引照によつて概略は掴むことができた。第一には、人間は自由で、獨立していた。だから自己の肉體は他の何人の所屬でもなく、正に自己の所有するところであつた。神が與え給うた自然は、平等に人類の共有物であつたが、一旦それに労働を加えると、それは、その物と自己の労働を混和せしめたという理由で、(疑もなく自分自身のものだつたあるものを結合したのである)それを私有財産とするのであつた。第二には萬物の價値の相違を設けるのは實に労働であるということであり、人類にとつて有用である土地は、放置されてある限り殆んど無價値であり、それに價値を與えるのは、労働なのであり、土地生産物の價値の九十九%は全く労働の力に依つて創造されるものである。(註14)従つて價値の創造者である労働は、人間の一部分であり、人々は自己の主人であり、人格の所有者であるが故に、自分自身であつたものを事實獲得したのであるということであつた。

さて、ロックの言う價値とはいかに考るべきであらうか。この所有権に現われた労働價値の理論は、元來自然法の直接的所産であることは論を俟たない。そこに一つの限界を見出すのであるが、ロックの價値説は労働論が單に、労働が價値の源泉である、ということ丈に止まるのであれば、トーマス・アクイナスと選ぶところがない。しかしそう

ではないであらう。たしかに、「労働は物に對して、殆んどその全價値を與える (Value はここでは使用價値に等しい、そして労働は具體的労働として考えられ、量としてではない、併しながら、労働による交換價値の尺度は事實上、労働が使用價値を^(註15)使ひ出すということに基づいてゐる。)」というマルクスの言葉は、この問題に暗示を與える。ロックの言う労働が、砂糖であつたり、麥であつたりする、具體的有用労働を指していることは確かであり、その限り使用價値形成のため^(註16)の労働であることは明白である。しかも富という觀念は常に使用價値を基礎とするものであつてみれば、富と繁榮を願うマーカントリストであるロックが、價値II交換價値を意識していたと見るべき根據は、いよいよ薄らぐであらう。しかし、ロックが自然状態から區別すべき労働の形態を分業に見出していたことは、パン製造の例を以つても分るのであるが、自身そのような分業を「複雑に編成された一體制なる社會的分業」の専ら行われている當時の「商品生産者の社會」の眼を以つて見ていたことは疑がない。そうであれば「労働なるものが、これを使用價値の形成者たる有用労働として見れば、凡ゆる社會形態から獨立した、人類生存上の一條件であり、人類と自然との間の質料變換たる人類生活を媒介すべき永遠の必然事」であるが、この場合の労働は少くとも分業の性格を帯びた労働として、無意識であれロックの中にあるとすれば、パンの最終的な形が結果されるまでの段階で投下されている労働は、具體的な耕夫の勞苦であり、刈手と打穀者の骨折であり、パン焼の汗であつたとしても、一個の商品價値を形成する一般的な人間労働として等しく參加するものと考えられたのではないか。或いはこれは速断かもしれない。が、ここで言ひ得ることは、労働専有の問題が、自然状態にあつては、個人的労働と、個人消費とによつて限定されていたものが、市民社會では、個人的労働は社會的分業に席を譲らなければならず、個人消費は逆に社會構造によつて規制されることになつたということである。ここでは、もはや労働が價値をつくるという原則が残されようと、個人的労働に基礎を

置いた専有権は失われたも同然となる。尤も「ロッキの労働は、資本家の労働と賃労働とを區別はしていないし、最初彼は賃銀労働者ではなく、自分の土地や、自己の財で働く所有者について考えていた」^(註1)のであつたが、かくて明確となつた所有権の不平等は、市民社會の基本的特徴となつて結晶する。従つてそこでは自然権は發言を封ぜられ、搾取は必然の結果として現われる。マルクスはこれを衝く。「若し人が労働一般に關するロッキの教説を彼の利子及び賃料の起源に關する教説と相關連せしめて見るならば、一何となれば、彼に於て剰餘價值はかかる特定の形態に於てのみ現れるのであるから—剰餘價值は他人の労働、剰餘労働に外ならぬ。その獲得の資格を土地と資本—労働の條件—とがその所有者に與える。そして一個人が自らその労働を以つて利用し得られる以上の生産手段の分量を所有しているといふことは、ロッキによれば—の政治的發明である。それは所有又は私有財産の權利的自然的基礎と相矛盾するものである」^(註2)と。生産手段の所有の不平等によつて、土地は不當な地代を、貨幣は高利貸として、ロッキの有名な「一人の人の労働の報償であつたところの利得を他の一人の人のポケットに移す」市民社會の矛盾をそこから導くのである。ここでマルクスの觀たロッキに於ける剰餘價值の問題と、先に反問した價值形成の疑問とを結びつけて考へて見る興味を持つが、ここでは省かなければならない。

(註1) Civil Government, pp. 21~22.

(註2) 上田辰之助氏「聖トーマス經濟學」參照

(註3) K. Marx, a. a. O. S. 16. 邦譯、三九頁

(註4) パンを労働の結果とすれば、それが造られる迄に辿る段階と投下される労働は總べて分業であることを明らかに示している。 Civil Government, p. 23.

(註5) マルクス「資本論」高島氏譯、第一卷、十三頁

(註6) 同書、十三頁

(註7) Civil Government. Introduction by Gough, p. xv.

(註8) K. Marx, a. a. O. S. 14. 邦譯、三七頁

五

アーロンの言う「ロッキの私有財産論も、労働論も、充分には仕上げられなかつた」^(註1)ということが事實としても、彼の労働論と素朴な價值論は、後世の社會主義者達に計り知れぬ影響を與へたこともまた事實である。この點を最も高く評價するのはヘアである。ロッキが労働論によつて私有財産論を支えたことを指摘して、言う。「労働が私有財産を設けるべきものでり、價值の源泉である、という學説は、社會主義の主たる武器とせられる運命をもつていた。尤もロッキは自分自身反對の意味に使用し、つとめて私有財産の合法性と正當性とを證明しようとしたのである^(註2)」事實、イギリス社會主義の理論的基礎を形造る第一の礎石はロッキの、この労働論によつて据えられたといつて過言ではない。しかし後に述べるように、社會主義者がロッキの學説から引き出した結論は、恐らくロッキを吃驚させてしまうようなものに變貌するのである。しかし、それはさて、ロッキの影響は、ただに社會主義ばかりではなくマルクスの言う如く「後の全イギリス經濟學者にとつて彼等のすべての考へる基礎となつた」^(註3)のである。だからこそスミス及びリカードによつて繼承される労働價值説は、それ自身イギリス古典派經濟學として一つの完結性を示したのである。ところでロッキの労働論は、スミス、リカードによつて、労働價值論として一層擴大せしめられたが、そ

の後にあつても、社會主義者は、師をスミス、リカードに求めると同時に、明らかにロックの單刀直入な「労働が價値の源泉」のテーゼを旗印として掲げ、同様に始祖として仰ぐことを忘れなかつたのである。では、ロックの後継者が、如何に彼の思想を受け取つたのであろうか。「純粹な憲法改革論者は、ロックから、社會的及び政治的契約説と、その成員は自由であり、平等であつたと想われる原始社會説とを學んだ。農業改革論者は、土地は元來共有であつたという彼等の第一原理の正當化のためにロックを援用した。共產主義者と社會主義者は、いわば反資本主義の著作者達は、農業改革論者の自明の眞理に加えて、労働は所有權の眞の源泉であるというロックの學説に、つまりスミスの言う「労働の生産物は、労働の自然的報酬であり、いわば労働賃銀である」という意味のロックの學説を置いたのである。」すなわち、ロックは私有財産を基礎づけ、その正當性と合理性とを與えたのであり、そうすることによつて、市民社會のアポロジストとなつたのであつたが、いまや、彼をそうさせたのと同じ理論的根據で、市民社會＝資本主義社會の矛盾と惡を衝く反對の側に立つことになるのである。しかも、新興ブルジョアジイのイデオログとして「絶對玉制」に對して、それが封建的勢力の利益を代表するものとして果敢な闘争をいどみ、權力機構への抗争の正當性を裏付け、名譽革命の理論的根據を提示し—そのことは始めて政治的自由主義を確立させることでもあつたのだが—市民社會のためのみ目的を持つていたその理論は、政治的解放につづいて必然的に起る經濟的解放のための理論的武器に轉化し、市民社會そのものに立ち向う強力な精神的武力となつたのである。その上、ロックの理論は現實的に光輝あらしむべき二つの要素を附加した。一つはアメリカ革命の成功であり、今一つは大陸の巡禮を終えて歸り來つた所の理論の中に、ルソーの熱烈な精神が刻まれていたことである。前者は「獨立宣言」を一讀すれば明瞭であるように、明らかに「政府二論」に依據しているものであり、この革命の成功はロックを當然神聖なものとした。後者

は契約思想の明確化と激しい自由主義の息吹きを與えたのである。このような條件の附加されたロックの思想は、客觀的な社會的狀態の變化の中で、更に大きく變貌して行く。それは産業革命を契機として新たな問題が惹起されたからである。すなわち、産業革命は異常な生産力の増大をみたが、それは些も労働者階級を潤さなかつたばかりか、却つて貧困の度を加えるに到つた。それに較べて利益を總べて自己に收める資本家階級は鞏固な社會組織を有することになつた。この經驗に鑑み、ここにおいて反資本主義者はロックとその後継者の學説から、自明の理を抽出し、その前提の下で社會の變革の理論を構成した。それは「アダム・スミスの労働は富の源泉であり、價値の標準である」という強調やリカードの労働價値論と、賃銀と利潤との背反關係^(註5)等の明白な前提によつて、いよいよロックの労働論と所有論とを社會革命的なものに變えたのであつた。その結果出て來るものは、ロックの所論とは全く對立するものとなつた。すなわち私有財産を基礎づけたロックの理論は、私有財産の撤廢に置き換えられてしまつた。注目しなければならぬことは、労働が富の唯一の源泉であるという前提は、一切の不勞所得を廢止すべきであるという理論に發展したことである。つまり地代、利潤、利子がそれである。然しロックは地代の攻撃はしても、利子についてはその正當性を主張していたのであつた。こうしてロックの思想は社會革命の理論と化し、實踐的にはチャーチズム運動のイデオロギーとして參加する。それから一時ベンザムの功利主義に席を譲らなければならなかつたとはいえ再びホヂスキンは「ベンザムを道立して、代りにロックを引き入れた。」^(註6)けれどもここでも又ロックが新しい性格を持つたことは忘れるべきではない。すなわち、ホヂスキンにおいて、ロックが單に再現したというに止らず、彼の労働論、土地所有の問題が、スミス・リカードを経て、新たに發生を見たリカード派社會主義の理論的支柱となつて結實してゐることである。勿論一概にリカード派社會主義といつても、ホール、タムソン、グレー、ホヂスキン、ブレイ、エド

モンズと各々違ひがあり、主張する意見が異つていゝといへ、共通するところは、ロックを先驅として現れた、スミス・リカードの労働價值説を採るといふ點、ロックの土地所有論と、リカードの地代論によつて、土地社會主義を主張する點、オーエン主義(寧ろベンサム、ミルに近い)による社會主義社會の經濟的機構を追求するといふ點、にある。が、その中最も獨創的であり、最も彩をはなち、ロックの所有權を展開させているのはホヂスキンである。その著書「労働辯護論」(Labour defend against the Claims of Capital)では、資本は労働の所産に他ならぬことを論證して、全労働收益權を主張した。それは「政府や財産に關する問題を、ロックの意味に於て論ずること」(A. M. ンガー)であつた。かくてロックの「労働」は全労働收益權の理論的支柱に發展し、それは多くの斯説を奉ずる人々を迎へ、それが又「賃銀鐵則」の理論にまで及ぶのである。

以上のことから、ロックの労働論と所有論の後世に與えた影響のいかに大きかつたかに一驚するのである。まことに、ロックが近代社會思想の鼻祖と仰がれる所以である。

(註1) R.I. Aaron, *ibid.*, p. 280.

(註2) M. Beer, *ibid.*, pp. 56~57. 邦譯、六九頁

Cf. R.I. Aaron, *ibid.*, p. 280.

Cf. Gough, *ibid.*, p. xv.

(註3) K. Marx, a. a. O. S. 16. 邦譯、四一頁

(註4) M. Beer, *ibid.*, pp. 101~102. 邦譯、一二三頁

(註5) *ibid.*, p. 102. 邦譯、一二三頁

(註6) *ibid.*, p. 259. 邦譯、三〇三頁

資料

近世における漁村の移住と漁場の利用、支配の關係について

速 水 融

ここに考察せんとするのは徳川時代、ある村落の移住に伴つて生じた地先漁場の支配利用關係の變遷についてである。このような實例は數多くは見られなかつたし、又研究もされてない。しかし種々の條件によつて村落が移住を行い、その村の領域内、或いは入會地、更には他村の領域にまでもあらたな居村を構へることはあり得ることであつた。若しそれが明らかにその村の領域内たる事が確然としてゐる場合ならば少くも場外的な關係は直接問題とはならなかつた。しかし移住が自村の領域外に行われたり、また漁村であるならば水面の支配權が不明な場合、もしくは他村領である場合には種々の問題を生ずる。しかし漁村の移住といつても第一に領主の意識的な後楯のある場合と然らざる場合の二つがある。前者の例について二三を挙げれば、佐渡相川の北、姫津村は領主(佐渡奉行)の金山開發政策の一環として、近世初頭石見から招かれ成立した村で、佐渡

近世における漁村の移住と漁場の利用、支配の關係について

全島という廣大な漁業の利益權を興えらつた佐渡漁業の開拓者としての役割を演じた。同様な例は金澤藩治下の能登半島西岸においても見出される。また江戸佃島の漁民も慶長年間磯津より移住し村を形成し江戸内灣漁業における特權を付與された。(註1) 日本常民文化研究所集の全國漁業制度資料(寫本)より。以下特記なきものは同資料による。

(註2) 寛永九年の文書に「若狭釣舟之者共羽咋郡大念寺村定之内御檢地御高之外砂濱川尻村渡舟之近邊ニ新村ヲ相立令居住……」

(註3) 横浜市水産會編「東京内灣漁業史料」所收の史料より。

是等の特權漁村に對し全然その生活の必要から止むを得ず、支配者の後楯もなく移住を行つた漁村もあつた。今ここに實例を述べんとする行野浦(紀伊國牟婁郡奥野尾鷲組に屬し和歌山藩木本代官所支配)はその典型的な例である。この村は徳川時代はもとより、漁業制度改革後の今日に至るまで地先漁場の利用關係について隣村と争ひ續け、また不利な條件の下で漁業を行い、附近の漁村に比して水準の低い生活をして來なければならなかつた村である。現在この村は地圖に示す如く尾鷲灣口に面し、リヤス式海岸が見出した僅かな平地に八〇戸あまりを數える小部落である。明治初年の物産取調帳により村の業種別生産額をみると次表の如く漁業に對する極めて高い依存度が示される。寛政五年の明細帳にも「漁事の間木伐り